

## 奨学金制度を変質させる滞納者情報通報制導入の撤回を求める 要望意見書

日本学生支援機構（旧日本育英会）が、奨学金の滞納者情報を信用情報機関に通報する仕組みを来年度から導入しようとしています。返還が数ヶ月遅れると“ブラックリスト”に載せられ、銀行でローンを組んだり、クレジットカードの作成が困難になります。「延滞率の高い大学名の公表」や「回収業者への成功報酬付与」まで検討しています。これらは、政府が「骨太方針 2006」（06年7月決定）でうちだした奨学金の「有利子上限（3%）の撤廃」や「回収強化」の具体化です。まさに奨学金事業を金融事業に変質させようとするものです。

奨学金とは、憲法の「教育を受ける権利」にもとづいて、経済的な理由で学業をあきらめる若者を生まないためのものです。営利を目的に、返済能力のある人だけに融資する金融事業とは、目的も貸し出す対象もまったく異なります。

若者の2人に1人が低収入の非正規職についている今日、多くの若者にとって、すぐに返済することが困難な事情が生まれがちです。こうした学生に、返還を猶予するのではなく、数ヶ月遅れたことで制裁するとは、非情というほかありません。

政府は、滞納増を口実にしていますが、単年度の返済率は94%、繰上げ返済も含めれば100%を超えております。

よって、政府は、以下のことを行うよう強く要望します。

### 記

- (1) 日本学生支援機構が行うとしている奨学金の滞納者情報を信用情報機関に通報する仕組みは中止・撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年12月12日

名 寄 市 議 会

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
総務大臣  
財務大臣

} 宛